

生命保険金に関する支払調書（改正後）

1月号で生命保険を名義変更した場合にかかる税金について概要をお知らせしました。その中でも申告漏れを起こしやすく、税務署から指摘を受けやすい事例を取り上げ、具体的に説明します。今月号では「死亡による契約者の変更」の場合について、来月号では「生前に名義変更した場合の記載事項の追加」について掲載します。

支払調書の提出基準の変更

改正前

- (1) 1回の支払金額が100万円を超える保険金、解約返戻金を支払う場合
- (2) 年間20万円以上の年金等を支払う場合



改正後

改正前の記載事項に、生前に名義変更した場合の記載事項の追加
改正前の提出基準に加えて、「死亡による契約者の変更」の場合が追加

検証（※1月号想定②のケース）

父を契約者、長男を被保険者とする一時払い終身保険に対し、1,000万円支払ったとします。父に相続が発生しても、被保険者である長男が存命であるため、**保険金が支払われることはありません。**一般的には、保険契約を長男が引き継ぎ名義変更されることになり

ますが、相続税計算上は、父の相続発生日における解約返戻金（ここでは950万円とします）を相続財産とみなされ、長男には相続税が課税されることとなります。

契約者 (保険料の負担者)	被保険者	保険金受取人
父 	長男 	父 
被相続人	相続人	被相続人

改正前の問題点

長男に名義変更された場合には、保険金が支払われていないため、支払調書の提出基準に該当しないこととなります。そのため、**税務署は名義変更が行われていたとしても、納税者が相続財産として計上していなければ、その存在を発見しづらくなり相続税が課税できなくなります。**



改正により、死亡（相続）による契約者変更が生じた場合には、翌年1月31日までに、保険会社から税務署に対し「保険契約者等の異動に関する調書」を提出しなければならないことになりました。これにより、**税務署は名義変更による相続税の課税逃れを把握しやすくなりました。**



生命保険
契約者変更



異動に関する調書



相続額を把握

保険契約者等の異動に関する調書

新保険契約者等	住所 (居所) 又は 所在地	氏名 又は 名称	
死亡した 保険契約者等			
被保険者等			
解約返戻金相当額		既払込保険料等の総額	死亡した保険契約者等の 払込保険料等
円		円	円
評価日	1 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日	保険契約者等の 死亡日	年 月 日 (摘要)
保険等の 種類		契約者変更の 効力発生日	年 月 日 (年月日欄出)
保険会社等	所在地	名称	法人番号
		(電話)	
整理欄	①	②	



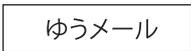
上記事例のような名義変更をした場合、父のみなし相続財産として、相続開始時点の解約返戻金相当額の申告漏れに留意しましょう。

(税理士法人レディング 代表税理士 木下勇人)

次号は・・・一時金の支払調書につき、生前に名義変更した場合における記載事項の追加(税制改正)をお送りします。



料金後納



ゆうメール

差出人

LNET

〒550-0004 UTUBO HONMACHI 1-10-24

還付先

LNET 係 (アーバン・スペース株式会社内)

〒463-0024 名古屋市守山区脇田町 303



ひよこニュース

2020.8月号



不動産相続の相談窓口

あなたの相続…

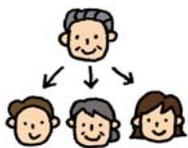
本当に相続税が掛かりませんか？



相続が発生すると、**たった3ヶ月で** 相続を受けるか**放棄**するかの判断をしなければなりません。



さらに、**10ヶ月後**には**相続税を支払わなければ**なりません。間に合いますか？



相続税がかかるのであれば**納付期限**までに**遺産をどう分けるか**決めておかないと基本的に相続税の軽減措置を受けることができません。

まずはご自身の資産の棚卸しと整理を行うことで、相続対策が必要かの判断を！
でも、相続対策って、**税金対策だけ**ではない…のです。



オンライン相談・ご来店相談 ご予約受付中！

新型コロナウイルスへの対応について、当社ではお客様への感染予防の対策としまして、オンライン相談や完全予約制の個別相談を承っております。

～ 6月号相続クイズ訂正とお詫び ～

ひよこニュース6月号相続クイズで、一次相続で配偶者が80%を引き継ぐ場合の二次相続の計算について読者の方から次のようなご指摘がありました。

二次相続の計算の際、一次相続の妻の納税額を差し引いていないのでは?! 実際にはご指摘の通りです。

相続クイズでは条件として、「※妻は夫の相続財産を減らすことなく...」とあり、二次相続の計算の際に、遺産総額から一次相続の妻の納税額を差し引かず(夫の相続財産を減らさず)計算をしておりました。納税額を差し引きますと、二次相続の相続税は51,098,680円となります。条件をきちんとわかりやすく記載すべきでした。

また、配偶者の税額軽減特例の計算についてもご質問をいただきました。

回答の説明も不足しておりました。大変申し訳ございませんでした。ご指摘ありがとうございました。

※このようなお手紙がご不要の場合は、お手数ですが下記までご連絡ください



パソコン・スマホから申し込みができます！



ひよこ土地活用

検索

URL <https://u-space-kd.com/>

〒463-0024
名古屋市守山区脇田町 303
アーバン・スペース株式会社

052-737-1458